

# Ruff-Laugh Chiba 宿泊約款

## 第1条（適用範囲）

- 1 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 第2条（宿泊契約の申込み）

- 1 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## 第4条（宿泊契約締結の拒否）

- 1 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、特定感染症の患者等であるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
  - (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。
  - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (10)その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
- (11)宿泊しようとする者が、過去当施設の運営会社が運営する他の施設での宿泊時に第6条各項の行為やこの約款によらない行為があったと認められるとき。

#### 第5条（宿泊客の契約解除権）

- 1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第1条第2項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日のフロント営業終了時間(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第6条（当施設の契約解除権）

- 1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が当施設の定める利用規則に従わないとき。
  - (4) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (5) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
  - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。  
（宿泊しようとする者が障害差別解消法の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）。
  - (7) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として実現が容易でない事項や乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を繰り返したとき。
  - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
  - (10) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当施設が本条の規定に基づいて宿泊客の責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

#### 第7条（宿泊の登録）

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) その他当施設が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### 第 8 条（客室の使用時間）

(1) 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ホテルにて定める追加料金(消費税含む)を負担していただきます。

#### 第 9 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

#### 第 10 条（営業時間）

1 当施設の主な施設等の営業時間は利用規則に記載のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

#### 第 11 条（料金の支払い）

1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカード等当施設の定める方法により行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第 12 条（当施設の責任）

1 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、5 万円を限度（ただし、それが当施設の故意又は責めに帰すべき事由による場合を除きます。）として賠償します。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### 第 14 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、原則当施設からの連絡はせず、所有者からの連絡・指示をもって対応することといたします。現金並びに貴金属については、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けるものとし、その他の物品については、7日間の保管の上破棄させていただきます。ただし、食品については、品質保持の観点より1日間のみの保管とし、その期間を超過した場合は当施設の判断により破棄いたします。

第15条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第16条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第17条（約款の改定）

本宿泊約款は、当施設の都合により改定することがあります。本宿泊約款の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本宿泊約款は、常時客室内で閲覧可能な状態にします。

第18条（免責事項）

- 1 当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。
- 2 当施設において他社提供サービスを利用した際に、他社起因もしくは第三者の不正アクセスにより発生した個人情報流出について、当施設に責めに帰すべき事由がない場合には免責とします。

第19条（紛争の解決および準拠法）

当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料） (2) 飲食料（夕食+朝食）
	追加料金	(3) 追加飲食等（2）に含まれるものを除く (4) その他オプション利用料
	税金	(5) 消費税等法令により規定される諸税

備考 小学生のお子様は大人と同等の料金をいただきます。

小学生未満のお子様は添い寝（大人 1 名様につき、お子様 1 名様）として、定員には含みません。  
小学生未満のお子様でお食事をご希望の場合は、別途税込 3,850 円を頂戴いたします。

別表第 2 違約金(第 5 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日	不 泊	当 日	前 日	2～3 日 前	4～7 日 前	8～14 日 前	15～30 日 前
キャンセル料	100%	100%	100%	80%	50%	0%	0%

(注) 1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3. 特定日に関しましては、別途お取消料が発生することもあります。
4. 各種プランにより上記違約金と異なる場合がございますので、お申込みプランの違約金内容を合わせてご確認ください。

付則 当約款は、2026 年 4 月 27 日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。  
適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約についても、当約款及び利用規則  
を適用するものとします。

2026 年 4 月 27 日 制定

# Ruff-Laugh Chiba 利用規則

## 1. 利用規則について

当施設では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第9条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 当施設の利用にあたっては、本利用規約のほか、別紙「Ruff-Laugh 愛犬利用規則」（以下「愛犬利用」といいます）が適用されます。なお、愛犬利用規約は、本利用規約の一部を構成するものとします。
- ・ 本利用規約をお守りいただけない場合は、宿泊約款第6条に基づき、施設のご利用またはご宿泊をお断りする場合があります。
- ・ 本利用規約をお守りいただけない場合において利用者に生じた損害について、当施設は責任を負いかねます。同じく当施設に損害が生じた場合は損害のご負担をいただく事もございますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 2. 本規則への同意について

- ・ 利用者は、宿泊利用においては宿泊契約の成立時に、日帰り利用においては入場料その他利用料金を支払い、当施設に入場または利用を開始した時点で、本利用規則および愛犬利用規約の内容を確認し、これに同意したものとみなします。

## 3. 定義

- ・ 本利用規則において、次の用語は以下の意味を有するものとします。
  - 「宿泊利用」：当施設との間で宿泊契約が成立している利用
  - 「日帰り利用」：宿泊契約に基づかず、当施設が別途定める利用時間帯・条件のもとで行われる施設利用
  - 「宿泊契約に基づかない時間帯」：チェックイン前、チェックアウト後、その他宿泊契約の効力が及ばない時間帯

## 4. 当施設のご利用について

- ・ 当施設は、宿泊利用および日帰り利用が混在する施設であり、利用者は当施設が定める利用形態、利用時間帯および利用条件の範囲内で施設を利用するものとします。
- ・ 施設周辺は自然豊かな地域となります。昆虫/野生動物が多く生息します。危険な生き物を発見した場合は近づかず、スタッフへご連絡ください。
- ・ 当施設の営業時間および利用可能時間は、利用形態により以下のとおりとします。
  - 宿泊利用の場合：チェックイン 15:00～18:00、チェックアウト ～10:00
  - 日帰りの場合：10:00～18:00（季節、天候、施設運営状況等により変更となる場合あり）
- ・ 各施設の利用可否および利用時間の詳細については、宿泊利用・日帰り利用を問わず、当施設の案内、掲示または指示に従ってください。
- ・ 22時以降はサイレントタイム（静寂時間）となります。安全確保のため軽度な照明を点灯いたしますが、屋外は暗く雨や夜露により滑りやすくなっておりますので十分ご注意ください。
- ・ 衛生上の観点から、生鮮食品の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ・ 営業目的、または、当施設が認めていない目的での当施設のご利用はお断りしております。
- ・ 当施設の敷地内にて当施設の許可無く広告物の配布や掲示、又は物品の販売等はお断りしております。
- ・ 当施設に同伴いただける動物は犬に限らせていただいております。犬以外の動物の同伴・持ち

込みはご遠慮ください。

- ・ 当施設の敷地内にて、ビラの配布や署名活動等の宣伝活動を行うことはお断りしております。
- ・ 未成年者のみでのご宿泊は保護者の許可が無い場合はお断りする場合がございます。
- ・ 他の利用者に迷惑や危険を及ぼすおそれがあると当施設が判断した状態の利用者については、利用形態を問わず、入場または施設のご利用をお断りする場合がございます。
- ・ マナーおよび本施設のルールをお守りいただけない場合や、スタッフの指示に従っていただけない場合、またはカスタマーハラスメントに該当する行為が確認された場合には、施設からのご退出をお願いすることがございます。
- ・ 宿泊者であっても、チェックイン前後その他宿泊約款に基づかない時間帯においては、日帰り利用者と同様に、当施設が定める日帰り利用のルールが適用されるものとします。

#### 5. 客室について

- ・ お部屋を空けられる際には安全の為、施錠にお努めください。
- ・ ご滞在中、客室の鍵、現金、貴重品はお客様自身で管理をお願いします。
- ・ 宿泊約款第7条により登録された宿泊者及び同伴者以外の方を客室に招き入れたり宿泊させたりすることはご遠慮ください。
- ・ 火器の取り扱いは十分気を付けてください。焚火については、本施設でご用意しているものを、指定の場所でご利用ください。

#### 6. 共用部等について

- ・ 避難経路ならびに非常口をご確認ください。
- ・ 従業員用の区域および当施設が定める立ち入り禁止エリアの立ち入りはお断りしております。
- ・ 通路、ドッグラン、広場、その他共用建物等へ所持品を放置することはご遠慮ください。

#### 7. 衛生管理について

- ・ 以下に該当する方には、施設のご利用やご宿泊をご遠慮いただく場合や、施設内のご移動を制限させていただく場合がございます。
  - ノロウイルス等の食中毒に感染していることが疑われる場合
  - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律ならびに施行規則に指定された感染症に感染していることが疑われる場合

#### 8. 撮影について

- ・ 当施設の敷地内においては、当施設の許可なく営業目的で撮影・録音することは禁止しております。私的に撮影・録音したものであっても当施設の許可なく営業目的で使用することはおやめください。
- ・ 他の宿泊者をご迷惑やご不快に感じる撮影はおやめください。私的利用であっても、当施設の判断により撮影をお断りする場合がございます。

#### 9. 他の利用者への配慮について

- ・ 他の利用者の宿泊スペースへの立ち入りはご遠慮ください。
- ・ 高声、放歌、音響機器の過度な利用、その他喧騒となる行為はなさないでください。
- ・ 他の利用者が不快あるいは不安に感じる身なりや言動はご遠慮ください。

#### 10. 公序良俗について

- ・ 賭博や風紀を乱すような行為ならびに公序良俗に反する言動は禁止しております。

- ・ 法令により所持を許可されていないものを当施設の敷地内に持ち込むことはできません。
- ・ 他の宿泊者又は従業員が不安に覚える、あるいはその安全を脅かすと認められるものを当施設の敷地内に持ち込むことはお断りしております。
- ・ 利用者若しくは同伴者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律にて指定された暴力団ならびにその構成員、又は反社会的団体ならびにその団体員であると判明した場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
- ・ 利用者若しくはその関係者に暴行、脅迫、恐喝、強要、威力業務妨害等の行為が認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。
- ・ 利用者若しくはその関係者に法令に違反する行為が行われた場合、あるいはその恐れが十分にあると認められる場合、以後の一切のご利用をお断りしております。

#### 11. 建物・設備等の保全について

- ・ 当施設の設備や備品等を他の場所に移動したり、加工したり、本来の用途以外でご利用されることはご遠慮ください。
- ・ 火薬、揮発油等、発火性あるいは引火性のあるものその他危険物の持ち込みは禁止しています。
- ・ 当施設の敷地内にて火災の原因となり得る行為はなさないでください。
- ・ 建物、設備、備品、植栽等を紛失、毀損、汚損、付臭等された場合は、その損害を賠償していただく場合がございます。

#### 12. 喫煙について

- ・ 当施設での喫煙は指定の場所でのみ可能です。客室内やプライベートドッグラン、共用スペースでの喫煙はできません。

#### 13. 駐車場の利用について

- ・ 駐車場は指定の場所をご利用ください。
- ・ 案内看板等に従い、走行速度 10km/h 以下でお願いします。
- ・ 車両から離れるときは、必ずエンジンをお切りください。アイドリングストップにもご協力をお願いします。
- ・ 施設内でのお客様によるお車のトラブル（事故・破損等）について、当施設は一切責任を負いかねます。

#### 14. 台風・悪天候時について

- ・ ご利用当日（宿泊利用の場合はチェックイン前後を含みます。日帰り利用の場合は利用開始後を含みます。）に台風・悪天候など気象による影響が予測され、当施設を安全にご利用していただけないと判断した場合には、避難（移動）をお願いする、または急遽営業を見合わせる場合がございます。
- ・ 天候が回復した場合であっても施設の安全確認または復旧が困難と判断した場合には、引き続き施設のご利用をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 営業が見合わせになる場合は以下のような場合です。
  - 気象庁により、当施設が台風の暴風警戒区域に入ると予報が発表された場合
  - 気象庁から当該地域に気象警報が発令された場合
  - その他、当施設が安全かつ円滑な運営が困難であると判断した場合
- ・ 宿泊利用において、チェックイン後の返金対応は、お受けできませんのでご了承ください。
- ・ 天候その他不可抗力により施設の利用ができなくなったことにより利用者に生じた損害については、宿泊利用・日帰り利用を問わず、当施設は一切の補償はいたしかねますのであらかじめ

ご了承ください。

#### 15. 施設休業について

- ・ 当施設では、諸施設の補修・整備・点検、天候不良その他やむを得ない事情により、宿泊利用・日帰り利用の区別なく、施設の全部または一部を事前の予告なく休業または利用制限をする場合があります。
- ・ なお、当施設が別途定める返金・キャンセルポリシーに基づき返金対応を行う場合を除き、本条に基づく休業または利用制限について、返金・補償は行いません。
- ・
- ・

付則 当利用規則は、2026年4月27日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。  
適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約についても、当利用規則を適用するものとします。

2026年4月27日 制定

# Ruff-Laugh Chiba 愛犬同伴利用規則

## ご利用条件について

1. 狂犬病および5種類以上の混合ワクチンの証明書（接種後2週間以上、1年未満）を必ずご提示ください。
2. 生後4か月以上で、外出にあたって適切な年齢および健康状態である愛犬のみご利用いただけます。
3. ヒート中、または、ヒート後2週間の愛犬のご利用はご遠慮ください。
4. 伝染性疾患や感染症を発症している愛犬のご利用はご遠慮ください。
5. 人や他の愛犬への噛み癖など攻撃的な愛犬のご利用はご遠慮ください。
6. 無駄吠え、飛びつき、施設や備品の損傷につながる行動等が見られ、他の利用者さまの迷惑となるおそれのある愛犬のご利用はご遠慮ください。

## ご宿泊について

1. 宿泊できる愛犬はCabin Rについては、1室につき10kg未満の小型犬2頭または20kg未満の中型犬1頭までとし、Cabin L、および、Cabin Dについては、1室につき全犬種4頭までとします。なお、大型犬につきましては、4頭まで宿泊可能ですが、客室の広さを踏まえ、よりゆとりをもってお過ごしいただくため、2頭までのご利用をおすすめしています。
2. 愛犬の安全確保のため、客室内において愛犬のみでのお留守番はご遠慮ください。
3. 客室でのトリミングやブラッシングはご遠慮ください。
4. 愛犬用ごはん、食器は普段使い慣れたものをご持参ください。
5. 宿泊利用において、愛犬の粗相等により寝具や備品が汚損した場合には、状況に応じて、清掃費用や損害費用のご負担をお願いする場合がございます。
6. 客室、家具、寝具、備品、植栽等の破損ならびに損傷等があった場合は、損害費用をご負担いただく場合がございます。

## 施設利用について

1. リードフリーエリアのご利用にあたっては、ご家族さま1名につき、愛犬2頭までの利用とさせていただきます。
2. リードフリーエリアのご利用にあたっては、愛犬のサイズに合わせて指定されたエリアまたは全犬種エリアをご利用ください。
3. 全犬種エリアにおいては、誤飲などの事故を防ぐため愛犬用おもちゃのご利用をご遠慮ください。なお、その他エリアにおいても、周囲の状況に応じたご利用をお願いいたします。
4. リードフリーエリアでのお食事はご遠慮ください。
5. 愛犬から目を離さず、他の利用者さまや他の愛犬への迷惑行為は速やかに制止してください。
6. 施設内を移動する際は、必ず愛犬と一緒に行動してください。愛犬のみを残してのご家族さまの一時的な離席等は禁止しております。
7. おひとりさまでご利用の際にお手洗いをご利用される場合は、愛犬同伴が可能なドッグフレンドリートイレをご利用ください。
8. 愛犬が無駄吠えやマウンティングなどの行動をした場合、速やかに制止してください。
9. リードフリーエリア等の指定エリアを除く敷地内では必ずリードを着用し、出会い頭等の事故や他の利用者や他の愛犬への迷惑・危害をおよぼさないよう、愛犬を制御できる状態にしてください。
10. 愛犬のマーキングや排泄物については、ご家族さまが責任を持って水などで清掃をしてください。

11. ゴミや愛犬の排泄物については、ご家族さまが責任を持って処理してください。
12. 施設の貸出品は、必ずご返却ください。
13. 施設内でのトリミングやブラッシングはご遠慮ください。
14. 建物、家具、備品、植栽等の破損ならびに損傷等があった場合は、損害費用をご負担いただく場合がございます。予めご了承ください。

#### ご利用の制限および利用停止について

ご利用内容に虚偽があった場合や、ご利用中にご利用者さま及び同伴の愛犬が本規約に違反し、著しく他のご利用者さまや他の愛犬に迷惑や危険、事故を引き起こした場合には、施設のご利用またはご宿泊をお断りすることがございますので予めご了承ください。

#### 免責および責任の所在について

万一、不可抗力による怪我、逃走、死亡事故等が発生いたしましても、当施設は責任を負いかねます。また、ご利用者さまおよび同伴の愛犬に起因する一切のトラブル（損害、負傷、事故、紛争等を含みます）については、相手方が他のご利用者さま、他の愛犬、第三者、または第三者の愛犬であるかを問わず、すべてご利用者さまの自己責任および費用負担により解決していただくものとします。これらに関して、当施設は損害賠償、費用負担、示談、交渉、話し合い、調整その他一切に関与せず、何らの責任も負いかねますので、あらかじめご了承ください。

愛犬同伴利用規則は、当施設を利用するすべての利用者および同伴の愛犬に適用されます。

付則 当利用規則は、2026年4月27日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約についても、当利用規則を適用するものとします。

2026年4月27日 制定